

3. 役員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、麻生商店街振興組合（以下「組合」という。）定款第30条の規定に基づき、役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、商店街振興組合法の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、役員等という。
- (2) 役員は、非常勤とする。
- (3) 報酬等とは、定款第30条で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本組合は、役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員には、（別表）役員俸給表に基づき定例役員報酬を支給する。
- 3 役員等に対して、本組合より特別の任務として講師及び原稿執筆を委嘱した場合に限り、別に定める役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規則に基づき講師謝金及び執筆謝金を支給することができる。
- 4 役員等に対して、本組合より北海道商店街振興組合連合会、札幌市商店街振興組合連合会、札幌市北区商店街連絡協議会、麻生連合町内会等の各会議、会合への出席を要請した場合、以下に定める手当を支給することができる。
 - (1) 会議会合の場所が麻生地区内で開催される場合、1回につき2000円を支給する
 - (2) 会議会合の場所が組合事務所より5 km圏内にて開催される場合は、1回につき3000円を支給する
 - (3) 会議会合の場所が組合事務所より5 km以遠にて開催される場合は、1回につき4000円を支給する
- 4 役員等には、役員賞与を支給しない。
- 5 役員の退職に当たっては、その任期に応じ第7条に規定する退職慰労金を支

給することができる。

（定例報酬の額の決定）

第4条 本組合の役員の定例報酬月額は、（別表）役員俸給表のとおりとし、各々の役員の報酬月額は俸給表のうちから、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

（定例報酬の支給）

第5条 定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程（以下「給与規程」という。）に準ずる。

（講師及び原稿執筆謝金）

第6条 役員等が理事長よりセミナー、研修会若しくはシンポジウムなどの会合における講師を委嘱されたとき又は原稿執筆を委嘱されたときは、別に定める役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規則に基づき講師謝金又は執筆謝金を支給する。

（退職慰労金）

第7条 退職慰労金は、役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

2 役員に対する退職慰労金は、在職期間中（別表）の役員俸給表に基づき、各年度に支給された定例役員報酬月額に相当する金額を累計し、その平均月額金額の金額に対し、在職期間の年数を乗じて得た金額を上限として、理事長が理事会の承認を得て決定する。

（費用）

第8条 本組合は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

（補則）

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 年 月 日より施行する。（令和 年 月 日理事会議決）

(別表) 役員俸給表 (単位：円)

号俸	月額
1	5,000
2	5,500
3	6,000
4	6,500
5	7,000
6	7,500
7	8,000
8	10,000
9	12,000
10	14,000

号俸	月額
11	16,000
12	18,000
13	19,000
14	20,000
15	21,000
16	23,000
17	25,000
18	27,000
19	29,000
20	32,000

号俸	月額
21	34,000
22	36,500
23	39,000
24	41,500
25	44,000
26	46,500
27	49,000
28	51,500
29	54,000
30	56,500
31	59,000